

茨木市保育士試験受験料等補助金交付要綱

（目的）

第1 この要綱は、新たに保育士資格の取得を目指す者に対し、保育士試験受験料等の一部を補助することにより、保育士資格の取得を推進し、茨木市における保育人材の確保及び保育の質の向上を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第2 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8の保育士試験（児童福祉法第18条の28第1項に規定する地域限定保育士試験又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第14条第1項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験を含む。以下同じ。）に合格した者
- (2) 令和8年4月1日以後に児童福祉法第18条の18第3項に規定する保育士登録若しくは第18条の5第5号に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の32に規定する国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた者
- (3) 茨木市内に所在する次に掲げる公立又は私立の施設において保育士（児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）として勤務する者。ただし、ア、ウ及びエの施設にあつては児童福祉法に基づき設置、実施又は認可されている施設に限る。
 - ア 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条に規定する認定こども園
 - ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所
 - エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所
 - オ 茨木市待機児童保育室条例（平成25年茨木市条例第38号）に第2条に規定する待機児童保育室
- (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者
- (5) 本市が実施する他の補助金等で、この補助金の対象となる費用について同様の補助を受けていない者

（補助対象経費）

第3 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第5の規定による申請の日から遡って3年前の日の属する年度の初日までに補助対象者が支払った第2第2号に係る登録手数料（第5第1項第4号において「保育士登録手数料」と

いう。)及び保育士試験受験料(振込手数料、事務手数料、郵送料その他これらに類する費用を除く。)とする。

(補助金の額)

第4 補助金の額は、第3に規定する補助対象経費の合計額又は40,000円のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請及び交付請求)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市保育士試験受験料補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 保育士登録証、地域限定保育士登録証又は国家戦略特別区域限定保育士登録証の写し

(2) 保育士試験合格通知書の写し

(3) 保育士試験受験料の領収書又は支払いを証する書類の写し

(4) 保育士登録手数料の領収書又は支払いを証する書類の写し

(5) 申請の日前3か月以内かつ申請の日の属する年度内に発行された、第2第3号に規定する施設に勤務していることを証する勤務証明書等

(6) 振込先口座情報が確認できる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、茨木市保育士試験受験料補助金交付決定通知書(様式第2号)又は茨木市保育士試験受験料補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7 市長は、第6の規定により補助金の交付を決定したときは、補助対象者に補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、補助対象者が指定する金融機関の口座への振込みの方法により行うものとする。

(補助金の返還等)

第8 市長は補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不適當と認めたとき。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月7日から実施する。

茨木市保育士試験受験料等補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（申請先）茨木市長

保育士試験受験料等補助金の交付を次のとおり申請します。

また、当該補助金の交付決定があったときは、指定口座への振込みの方法により当該補助金を請求します。

申請者	フリガナ			生年月日	年 月 日					
	氏名									
住所	(〒)									
電話番号				メールアドレス						
補助金振込先口座	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業組合			支店名					
					支店番号					
	口座種別	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号							
	フリガナ									
	口座名義									

（※）口座名義は、申請者（請求者）氏名と同一としてください。

＜添付書類＞

- (1) 保育士登録証、地域限定保育士登録証又は国家戦略特別区域限定保育士登録証の写し
- (2) 保育士試験合格通知書の写し
- (3) 保育士試験受験料の領収書又は支払いを証する書類の写し
- (4) 保育士登録手数料の領収書又は支払いを証する書類の写し
- (5) 茨木市内の保育施設に勤務していることを証する勤務証明書等
（申請日を基準として3か月以内かつ当該年度内に発行されたもの）
- (6) 振込先口座情報が確認できる書類

誓約書及び同意書
【誓約事項】 ☐ 保育士試験受験料等補助金の申請について、他の補助を受けていません。
【同意事項】 ☐ 審査のために必要があるときは、私の申請内容や他の補助金の交付状況について、調査及び確認をすることに同意します。

茨木市指令 第 号

住所
氏名 様

茨木市保育士試験受験料等補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市保育士試験受験料等補助金は、次のとおり交付します。

交 付 額	金 円
振込予定年月日	年 月 日

※ 振込日に変更があった場合は改めて通知します。

年 月 日

茨木市長 

茨木市指令 第 号

住所
氏名 様

茨木市保育士試験受験料等補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市保育士試験受験料等補助金は、次の理由により不交付と決定しました。

理 由	
-----	--

年 月 日

茨木市長 